

平成30年7月13日

平成30年7月豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成30年7月豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 58団体(42市16町)

岐阜県	3団体(3市)
京都府	5団体(5市)
兵庫県	15団体(9市6町)
鳥取県	1団体(1町)
島根県	1団体(1市)
岡山県	10団体(8市2町)
広島県	13団体(9市4町)
愛媛県	6団体(4市2町)
高知県	3団体(2市1町)
福岡県	1団体(1市)

2 繰上げ交付額

34,651百万円

3 日程

平成30年7月13日(金) 交付決定

平成30年7月17日(火) 現金交付

※繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 平成30年度の普通交付税額の決定前であるため、6月概算交付額の30%を交付

自治財政局財政課 五月女、眞貝、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

平成30年7月豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

【単位:百万円】

<岐阜県> (3市)

団体名	繰上げ交付額
高山市	865
飛騨市	498
郡上市	823
合計	2,186

<京都府> (5市)

団体名	繰上げ交付額
福知山市	689
舞鶴市	330
綾部市	289
宮津市	215
京丹後市	944
合計	2,467

<兵庫県> (9市6町)

団体名	繰上げ交付額
姫路市	881
豊岡市	1,133
西脇市	401
篠山市	501
養父市	628
丹波市	794
朝来市	521
宍粟市	639
たつの市	581
多可町	342
市川町	140
神河町	191
上郡町	130
佐用町	395
香美町	429
合計	7,706

<鳥取県> (1町)

団体名	繰上げ交付額
智頭町	184
合計	184

<島根県> (1市)

団体名	繰上げ交付額
江津市	378
合計	378

<岡山県> (8市2町)

団体名	繰上げ交付額
岡山市	2,169
倉敷市	877
笠岡市	341
井原市	474
総社市	396
高梁市	626
新見市	776
赤磐市	447
矢掛町	187
鏡野町	326
合計	6,619

<広島県> (9市4町)

団体名	繰上げ交付額
広島市	3,054
呉市	1,365
竹原市	157
三原市	692
尾道市	952
福山市	1,094
府中市	384
東広島市	517
江田島市	431
府中町	24
海田町	71
熊野町	147
坂町	45
合計	8,933

<愛媛県> (4市2町)

団体名	繰上げ交付額
今治市	1,362
宇和島市	1,132
大洲市	621
西予市	797
松野町	116
鬼北町	236
合計	4,264

<高知県> (2市1町)

団体名	繰上げ交付額
宿毛市	272
香南市	480
本山町	126
合計	878

<福岡県> (1市)

団体名	繰上げ交付額
飯塚市	1,036
合計	1,036